

“暮らしの達人！知るぽると講座”の御案内



ライフプラン、家計や節約、消費生活のことなど、暮らしに役立つ情報をわかりやすくお話しします。子供の一時保育も利用できます。どうぞお気軽に受講ください。

参加費無料

【場 所】 和歌山県消費生活センター研修室（県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階）

【定 員】 各回とも、先着20人

【一時保育】 各回とも、先着5人（1歳から小学2年生まで）

一時保育は無料ですが事前申込が必要です。10月19日（木）申込締切

【申込方法】 電話・ファックス・郵送・Eメールで

①参加者氏名 ②住所 ③電話番号 ④一時保育希望の有無 を下記までお申込みください。

| | テーマ | 講師 |
|-----|--|-------------------|
| 第1回 | 11月2日（木） 10:00~11:30 あなたのライフプランに必要な金額はいくら？ ～教育資金を中心に～ | 金融広報アドバイザー 垣 由起氏 |
| 第2回 | 11月9日（木） 10:00~11:30 今からコツコツ資産形成 ～「NISA」や「iDeCo」を活用して～ | 金融広報アドバイザー 垣 由起氏 |
| 第3回 | 11月16日（木） 10:00~11:30 アプリやポイ活で家計改善！ ～物価高をスマホ活用で乗り切ろう!!～ | 金融広報アドバイザー 坂下 直生氏 |

【お申込み・問合せ先】和歌山県金融広報委員会（和歌山県消費生活センター内）
〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
TEL 073-426-0298 / FAX 073-433-3904
<https://www.wakayama-kinkoui.jp/>（案内チラシをホームページに掲載しています。）

消費者ホットライン

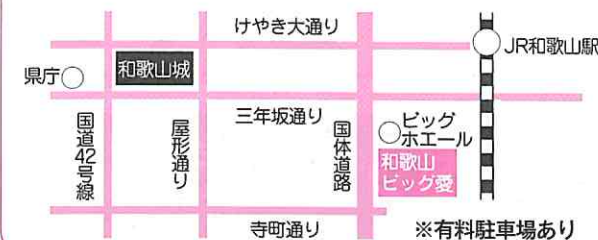


和歌山県PRキャラクター
きいちん

県やお住いの市町村の消費生活相談窓口などをご案内します。

和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2
県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階
FAX 073-433-3904



和歌山県消費生活センター

【相談ダイヤル】 073-433-1551

平日 9:00~17:00
土・日 10:00~16:00（電話相談のみ）
（祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター紀南支所

【相談ダイヤル】 0739-24-0999

平日 9:00~17:00
（土・日・祝日、年末年始は休み）

和歌山県消費生活センター紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号
県西牟婁総合庁舎内
FAX 0739-26-7943



暮らしのとびら



あわてないために 日頃から災害に備えましょう



保険の内容も
確認しておこう。

水が詰まらないように
家の周りの側溝や排水溝を
掃除しておいたぞ。

備蓄品と非常持ち出し品の
準備・点検もできたし、
一緒に避難場所と避難経路も
確認しておきましょうか。

大型台風接近！

保険契約の内容を確かめましょう

- ・加入している火災保険や自動車保険など、災害時に補償される内容を確認しておきましょう。
- ・引っ越しで住まいの環境が変わったときには保険を見直しましょう。

日頃から備えをしておきましょう

- ・懐中電灯、非常用食品、飲料水など、非常持ち出し品を準備し、定期的に点検・入替をしておきましょう。
- ・市町村が作成しているハザードマップで、危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。

災害に便乗した消費者トラブルにご用心!

自然災害が発生すると、便乗商法や悪質商法など、それらを口実にした様々な消費者トラブルが発生する傾向があります。事例を知り、被害を未然に防ぎましょう。

相談事例

台風の後、壊れた屋根を見て訪問してきた修理業者から

「保険を利用すれば自己負担なしで住宅の修理ができる」

「保険会社への申請サポートもする」



と勧誘され、修理と保険申請の代行を依頼したところ…

- ▲ 保険会社への申請サポート費用として**高額な手数料**を請求された。
- ▲ 契約後、不審に思い解約を申し出たら**高額な解約料**を請求された。
- ▲ 自己負担ゼロと勧誘され契約したが、実際は**保険の対象外**だったため、**全額自己負担**となってしまった。

…等のトラブルが多く寄せられています。



「保険金で」「自己負担なし」などと勧誘されても安易に信じてはいけません!

- ☑ 保険金の査定は保険会社が行うため、修理業者の見積り通りに保険金が下りるとは限りません。
- ☑ 高額な申請サポートに頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で簡単に行うことができます。
- ☑ 自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で契約している保険会社や代理店に連絡し、保険金の対象となるか、申請はどのようにするのか等を確認しましょう。

災害に便乗し、不安をあおって契約をせかされても、**その場で契約せず**、複数の業者から見積りを取ったり、家族や周囲の人に相談するなどし、**慎重に検討して判断**しましょう。必要ない場合は**きっぱり断る**ことが大切です。



事例のような**勧誘**を受け、「おかしいな」「困ったな」と思ったら、**消費者ホットライン「188」**にご相談ください!

ちょっとまって! その勧誘は不当です!! 靈感商法等の悪質な勧誘による寄附や契約は取り消せます!!

不当な勧誘によって高額な寄附をせまられ、家庭が困窮したり崩壊したりする事例が相次いで報告された問題を受け、被害の防止と救済、再発防止を図るために新たな法律が制定されました。

【法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(不当寄附勧誘防止法)】

～寄附を勧誘する側の規則等～



配慮義務 法人等は寄附の勧誘を行うに当たって、勧誘を行う以下の点に十分配慮しなければなりません。

- ① 自由な意思を抑圧し、適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないようにする。
- ② 寄附者やその配偶者・親族の生活の維持を困難にすることがないようにする。→【事例1】
- ③ 勧誘する法人等を明らかにし、寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにする。

禁止行為 寄附の勧誘に際し、以下の「不当な寄附勧誘行為」によって寄附者を困惑させてはいけません。

- ① 寄附者が帰ってほしいと伝えているにもかかわらず、そのまま勧誘を続けること。(不退去)
- ② 寄附者が帰りたいと伝えているにもかかわらず、強引に引き留め勧誘すること。(退去妨害)
- ③ 勧誘をすることを告げずに、寄附者が自由に帰ることが難しい場所に同行させ、勧誘をすること。
- ④ 寄附者が第三者に相談しようとしても、威迫する言動等で相談の連絡を妨げること。
- ⑤ 相手の恋愛感情等につけこんで勧誘すること。
- ⑥ 靈感等の知見を用いて、そのままでは重大な不利益が生じるなどと不安をあおり、回避するには寄附等が必要だと勧誘すること。→【事例2】

重要ポイント

禁止された①～⑥の不当な勧誘により寄附の意思表示をした場合は、**取り消すことができます!!**

【事例1】妻が新興宗教にはまり、家の預金が無くなると**借金して寄附**を続けていることがわかった。また、**寄附のために自宅や土地も売ろう**としており、家族が止めても耳を貸さず困っている。このままでは**家族が生活できなくなる**。



【事例2】ネット広告を見てお清めの塩を購入したところ、お寺から電話があり、悩み事を書いて送るよう言われた。その後、祈禱すれば解決する、**先祖の供養をしなければ地獄に落ちる**などと言われて**何度も寄附を要求**され、1千万円も支払ってしまった。



不当な寄附勧誘や**靈感商法**等で困っている方は**消費者ホットライン「188」**にご相談ください!